

「令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務」に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務の調達公告に定めるもののほか、応募者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務

(2) 業務の目的

福井県森林情報システム（以下、現行GISという。）に搭載しているデータを、本県と市町の間で既に結ばれている総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」という。）とインターネットの双方を利用した森林クラウドシステムへ移行するとともに、別添仕様書に記載のある機能等を搭載した、森林クラウドシステムを構築するもの。

(3) 業務内容

別添 仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約の日から令和5年3月31日（金）まで

(5) 提案価格の上限

構築費 金 33,825,000 円
運用保守費 金 3,630,000 円/年
上記は、消費税および地方消費税相当分を含むものとする。

(6) 納入場所および契約担当部局

福井市大手3丁目17番1号
福井県 農林水産部 森づくり課

(7) 契約する者

福井市大手3丁目17番1号 福井県知事 杉本達治

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 福井県入札参加資格者名簿（測量業務等）において、測量業務かつ建設コンサルタント業務に係る資格（「森林土木」または「河川、砂防及び海岸・海洋」かつ、「測量」）を有すること。
- (2) 本件のプロポーザル参加表明書提出日において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領第1条第2項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

- (5) 同種業務及び類似業務の導入実績として次の実績を有すること。
- ① 同種業務：クラウド型の森林GIS導入
 - ② 類似業務：スタンドアロン型もしくはクライアント・サーバー型の森林GIS導入
- (6) 当該業務の実施体制を以下の受託者の技術者を配置するものとする。
- ① 配置予定の管理技術者、照査技術者は、「技術士（森林部門）」、「技術士（総合技術監理部門（技術部門/選択科目が森林））」、「森林情報士（GIS1級）」または「空間情報総括監理技術者」のいずれかの資格を有すること。
 - ② 配置予定技術者として、「測量士」、「情報処理技術者」を管理技術者、照査技術者以外に配置するものとする。
 - ③ 委託の主要部について、再委託または技術協力を行わないこと。
- (7) 次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。

- ① 役員等（本プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表するものをいう）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）である者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- ④ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与している者
- ⑤ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3. 日程および手続き

(1) 日程および手続きの流れについて

- ・ 令和4年6月 3日（金） 実施要領等の交付
- ・ 令和4年6月13日（月） 参加表明書の提出期限
- ・ 令和4年7月11日（月） 質問書の提出期限
- ・ 令和4年7月12日（火） 企画提案書の提出期限
- ・ 令和4年7月19日前後 プレゼンテーション審査会（予定）
- ・ 令和4年7月22日（金） 最優秀提案者の選定結果の通知（予定）

(2) 手続きについて

① 実施要領等の交付

実施要領その他の資料は、令和4年6月1日（水）から同年7月11日（木）までの間に福井県農林水産部森づくり課のホームページから入手するものとする。ただし、これにより難しいものには、次により直接交付する。

ア. 交付期間および交付時間

令和4年6月3日（金）から同年6月13日（月）までの間（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ. 交付場所

6の担当部局

② 交付資料

- ・ 「令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務」に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 「令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務」仕様書
- ・ 参加表明書（様式1）
- ・ 会社概要（様式2）

- ・業務実績書（様式3-1～3-2）
- ・配置予定者（様式4-1～4-3）
- ・企画提案書（様式5）
- ・質問書（様式6）
- ・提案価格書（様式7）

4. プロポーザルの基本事項

- (1) 企画提案者一者につき一提案に限る。
- (2) 企画提案者の間に、次のいずれかに該当する関係がある場合は、最優秀提案者として特定しない。
 - ① 企画提案者の社長、取締役等が他の企画提案者の議決権（会社の株主または総社員の議決権の4分の1を超える議決権をいう。以下同じ。）を保有しているとき。
 - ② 企画提案者の社長、取締役等と他の企画提案者の社長、取締役等が同一の会社の議決権を保有しているとき。
 - ③ 企画提案者の取締役（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項または会社更生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。）が他の企画提案者の取締役を兼ねているとき。
 - ④ 技術提案者の取締役と他の企画提案者の取締役が同一の会社の取締役を兼ねているとき。
 - ⑤ 上記①～④に掲げる場合に準ずる場合で、発注者が認めるものに該当するとき。

5. 参加の取り消し

- (1) 参加の申込日から審査結果の公表までの期間に、参加資格のいずれかを満たさない者となった場合。
- (2) 提出書類が期限内に提出されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 見積価格が上限価格を上回っている場合。
- (5) 見積書が業務遂行上、不適切であると判断された場合。

6. 各種資料の提出先（担当部局）

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1号
 福井県農林水産部 森づくり課 森林計画グループ 高田、高木
 TEL：0776-20-0443
 FAX：0776-20-0655
 Mail：mori@pref.fukui.lg.jp

7. 参加表明書の作成・提出について

本業務に係る企画提案に参加しようとする者は、本実施要領・仕様書・質問回答を熟読の上、参加表明書を持参または送付により提出すること。

- (1) 提出先は上記6に定めるところとする。
- (2) 提出期限 令和4年6月13日（月） 午後5時までに到着すること。
- (3) 提出書類と留意事項

様式1から様式4-3について作成すること。なお、用紙サイズはA4縦とし、文字サイズは10ポイント以上で分かりやすく明瞭に記載すること。

①参加表明書【様式1】

提出者および連絡担当者を記載し、代表者部分に押印すること。

②会社概要【様式2】1頁以内

- ・決算に関する事項は、直近のものを記載し、過去3ヶ年の貸借対照表、損益計算書

を添付すること。

- ・業務登録等については、登録内容や各種資格等を証するものを添付すること。

③業務実績書【様式3-1】2頁以内

- ・同種業務及び類似業務の実績として次の実績を記載すること（再委託による業務としての実績は含まない）。
 - ア．同種業務：クラウド型の森林GIS導入
 - イ．類似業務：スタンドアロン型もしくはクライアント・サーバー型の森林GIS導入
- ・会社としての実績とし、記載件数は5件以内とする。ただし、同種業務の実績を優先して記載するものとし、これが5件に満たない場合、類似業務の実績があれば記載すること。
- ・実績とは、公共機関等から発注された業務の元請けとし、掲示日の日から過去5年までに完了した業務が該当する。
- ・業務実績およびその内容を証明する資料（測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写しまたは契約内容および履行が確認できる契約関係書類（契約書、仕様書、検査結果通知書等）の写し）を提出すること。証明書類は別冊として取りまとめ、1部提出すること。

④業務実績書【様式3-2】2頁以内

- ・地域精通度の実績として次の実績を記載すること（再委託による業務としての実績は含まない）。
 - ア．福井県での森林林業関係のシステム導入
 - イ．福井県での森林分野での測量・コンサルタント業務
 - ウ．福井県でのその他の測量・コンサルタント業務
- ・ただし、上記のア、イ、ウの順で実績を優先して記載するものとし、5件まで記載すること。
- ・業務実績およびその内容を証明する資料（測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録の写しまたは契約内容および履行が確認できる契約関係書類（契約書、仕様書、検査結果通知書等）の写し）を提出すること。証明書類は別冊として取りまとめ、1部提出すること。

④配置予定者【様式4-1～4-3】1名につき1頁以内

- ・本業務に配置予定の主任技術者・照査技術者・担当技術者について、それぞれ記載すること。

8. 企画提案書の提出者（以下「企画提案者」という。）を選定するための基準

参加表明者が多数の場合は、以下の基準により参加表明者の企業の信頼度、実績、実施体制について評価し、評価の合計点の上位3社程度を企画提案者として選定する。

審査項目	評価事項	備考	評点
企業の経験及び能力	業者登録（測量・建設コンサルタント）・資格取得状況（ISO認証等）	各種指定様式に記載する。	40点
	従業員及び有資格者数		
	業務実績 「同種・類似業務」（全国における業務実績）		
	業務実績 「地域精通度」（福井県における業務実績）		
予定技術者の経験及び能力	管理技術者の保有資格及び実績	各種指定様式に記載する。	30点
	照査技術者の保有資格及び実績		
	担当技術者の保有資格		

9. 選定者・非選定者への通知

(1) 結果の通知

令和4年6月17日（金）午後5時までにその旨を郵送により通知する。

(2) 非選定理由の説明

- ①参加表明書を提出したもののうち、企画提案者として選定されなかった者に対しては、その旨とその理由を通知する。
- ②①の通知を受けたものは、通知のあった日から起算して4日（土曜日、日曜日および祝日を除く）以内に書面（様式任意）により非選定理由について説明を求めることができる。
- ③②の質問への回答は、説明を求めることができる期限から起算して6日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く）に書面により行う。

10. 企画提案書等にかかる質問書について

質問は期限までに質問書【様式6】を持参、FAXまたは電子メールにより、上記6の担当部局に提出すること。（訪問・電話による質問は受け付けない。）

なお、電子メールにより質問する場合は、タイトルに「【質問】令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務について」と記載すること。

- (1) 質問の受付期限 令和4年7月11日（月）午後5時まで
- (2) 質問に対する回答

福井県農林水産部森づくり課のホームページに掲載する。

11. 参加の辞退について

企画提案を辞退する者は、令和4年7月5日（火）午後5時までに、辞退届（様式任意）を上記6の担当部局に提出すること。

12. 企画提案書の提出書類について

企画提案者として選定されたものは、次のとおり企画提案書等の提出を行うものとする。用紙サイズはA4縦とし、文字サイズは10ポイント以上で分かりやすく明瞭に記載すること。

また、カラーで作成してもよい。

- (1) 提出期日 令和4年7月12日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 上記6の担当部局
- (3) 提出方法

郵送または直接提出とする。

受付時間は午前8時30分から午後5時までとする（土曜日、日曜日および祝日を除く）。

(4) 提出書類

①企画提案書

【様式5】を表紙とし、提案書（様式任意）を添付する。

提案書は20頁以内（表紙を除く）、A4版縦両面印刷とする。

企画提案書は別添の仕様書を参照して作成すること。

企画提案書等では仕様書に示す要件内において想定される課題に対する解決方法について、自由に提案することができる。

追加提案がある場合は自由に提案してよい。

提案書には提出者を特定できる内容（具体的な社名、個人名等）を記載しないこと。

以下の構成により提案書を作成すること。

以下の項目について、実施方法実施方針やコンセプトについて記載する。

なお、福井県の実情に即した作業提案、先進的な手法についての提案を記載するものとする。

ア. 業務方針

福井県の実情に即した業務の実施方針を目的にそって立案すること。

- イ. 業務体制
本業務を実施するにあたり、適切な技術者の体制が配置できていること。
- ウ. 工程計画
作業項目、打合せ、照査の時期等を考慮した作業工程等の妥当性を提案すること。
- エ. システム導入設定
システム要件、データセンター要件、システム運用要件、レスポンス等の性能要件について記載し、県及び関係部局への調整・設定について、安心・安全かつ効率的にシステム運用するための設定内容を具体的に提案すること。
- オ. 運用ガイドライン（案）の作成
システムの整備や運用の指針となる運用ガイドラインの作成について、システム導入の目的を踏まえた内容設定の方向性などを具体的に提案すること。
- カ. データの標準化及び移行
現行システムで保有するデータの標準化やシステム移行の方向性、手法について具体的に提案すること。
- キ. 機能の設定
システムで求めている機能について、県・市町・林業事業体の作業で利用できるものを想定している業務フローを例示の上、具体的に提案すること。
- ク. 導入支援
策定する運用ガイドラインを踏まえて、システムのマニュアル作成や導入前の研修会の開催内容について、具体的に提案すること。
- ケ. 仮運用
仮運用の進め方や利用者支援等の作業内容を具体的に提案すること。
- コ. 運用保守
導入したシステムについての研修、保守費用等、導入したシステムの運用保守（SE対応）について記載すること。
- サ. 将来性、その他
福井県で利用している既存システム（森ナビふくい）と連携も含めて、森林クラウド構築後の運用イメージを記載すること。
また、福井県では現在全体で90の利用者数（アカウント数）を想定しているが、将来的に利用者増となった場合や利用団体が増えた場合の具体的な費用の考え方やシステム環境を示すこと。
その他本業務を行う上で、追加する提案事項、特にPRしたい事項について記載する。

なお、企画提案書で提案される内容が「見積範囲内」か「見積範囲外」かがわかるように記載し、見積範囲外である場合は費用を明記するものとする。

②提案価格書【様式7】

【様式7】を表紙とし各業務の内訳書等は自由様式で以下の内容とする。

- ア. 参考見積価格【構築費】【保守運用費】（諸経費、消費税含む）。
- イ. 参考見積価格は、本業務の履行に必要な価格とする。
- ウ. 保守運用費は、県・市町・林業事業体の合計価格とする。（県・市町・林業事業体で個別に契約を結ぶ場合は、その旨を記載すること。）
- エ. 企画提案書で、追加提案事項、特にPRしたい事項について記載した事項で、「見積範囲外」の追加提案である場合は、別途その費用を明記するものとする。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部、副本の原稿（PDF形式 CD-R格納）
正本には提案者の押印を行い、副本には表紙を付けないこと。
副本には自社の名称および企画提案者が特定できる記載を行わないこと。

1.3. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合

1 4. 最優秀企画提案者の選定方法

審査は、「令和4年度 福井県森林クラウドシステム構築業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が行う。

- (1) 提案書は事前に委員会構成員（以下「委員」という。）に配布し、委員は「（別紙）企画提案書の評価基準」に定める評価項目・評価基準に基づき事前評価を行う。
- (2) 企画提案者は委員会に対しプレゼンテーションを実施し、最終的な評価を行う。
なお、プレゼンテーションでは追加資料を認めない。
- (3) プレゼンテーションの留意事項
 - ① プレゼンテーションに出席できる者は、配置予定の管理技術者、担当技術者、照査技術者および契約予定者（契約する支店等の代表者）のうち3名以内とし、プレゼンテーション会場内では社員証等の身分を証明するものを携行すること。
 - ② プレゼンテーションでは、配置予定主任技術者がすべての内容を説明すること。ただし、配置予定担当技術者等が補足を行うことは可とする。
 - ③ プレゼンテーションの所要時間は提案書内容説明25分、システム操作15分、質疑応答20分の計60分とする。
 - ④ プロジェクターおよびスクリーンは福井県農林水産部森づくり課で準備するが、パソコンは企画提案者が準備すること。
- (4) プレゼンテーション予定日
令和4年7月19日（火）
※現在の予定日であり、変更の可能性がある。日程、会場、時間配分等の詳細は企画提案者に別途通知する。

1 5. 企画提案書の評価基準

企画提案書は別添の基準に基づいて評価し、プレゼンテーションにより取組姿勢や専門技術力、コミュニケーション力など、当該業務を実施するために妥当なものとなっているかを確認して、最優秀提案者を選定する。

1 6. 最優秀提案者の選定通知および非選定理由の説明

- (1) 最優秀提案者の選定方法
 - ① 委員会で評価した後、評価の合計点が最上位である者1者を選定し、その結果をすべての企画提案者に通知する。
 - ② 最上位の者が2者以上いる場合は、「評価テーマに対する企画提案の内容」の評価項目の得点が高い者を選定する。
 - ③ 上記の方法においても最上位の者が2者以上いる場合は、くじ引きとする。
 - ④ 企画提案者が1社の場合は、審査の結果、当該事業者の提案が総合点において6割以上の場合のみ、契約候補者として選定する。
- (2) 非選定理由の説明
 - ① 選定されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知する。
 - ② ①の通知を受けたものは、通知のあった日から起算して4日（土曜日、日曜日および祝日を除く）以内に書面（様式任意）により非選定理由について説明を求めることができる。
 - ③ ②の質問への回答は、説明を求めることができる期限から起算して6日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く）に書面により行う。

17. 契約の締結

(1) 契約の相手方

- ① 最優秀提案者として選定されたものと速やかに契約締結前の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。
- ② 前項の協議には、仕様書および企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。
- ③ 協議が不調の時は、企画提案書の最終審査により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約金額

(1) により協議を行う者から見積書を徴し、予算額の範囲内において決定する。

(3) 契約担当部局

6の担当部局

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

- ① 契約者が保険会社との間に福井県を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提出したとき。
- ② 過去二年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しない恐れがないと認められるとき。

18. 再委託の禁止

(1) 受注者は、発注者の承認を受けずに再委託を行ってはならない。

(2) 発注者は、次の場合は再委託の承認をしないものとする。

・再委託する業務に本業務の主たる部分が含まれている場合

(3) (1)の承認により受注者が第三者に再委託を行う場合、受注者は、再委託先に契約書に基づく一切の義務を順守させるものとする。

(4) 受注者は、再委託先の行為について、全責任を負うものとする。

19. その他

(1) 企画提案書の作成、プレゼンテーション等本企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。また、福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定により、開示請求の対象となる。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本業務以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。

(5) 企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの承認を得なければならない。

(6) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(7) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法による。

(8) 著作権の取り扱い

① 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。

② 選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

③ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(9) 著作権等権利の処理

① 受注者は、本業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利

を侵害してはならない。

② 受注者は、本業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

③ 受注者が、前2項の規定に反したことにより県が損害を受けた場合は、県は受注者に対して損害賠償を請求することができる。

(10) 履行遅延

① 県は、受注者の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しない時は、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(11) 契約の解除

① 受注者が次項のアからカに掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載する。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、県に違約金の額を超える損害が発生した時は、県はその超過額を請求することができる。

この場合において、契約保証金の納付またはこれにかわる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

②次に掲げる事項に該当するかどうかを福井県警察本部に照会する場合がある。

ア.その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

イ.この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

ウ.誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

エ.契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

オ.契約の解除を申し出たとき。

カ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(12) 損害賠償

① 受注者は、本業務の履行に関し、受注者の故意または過失により県に損害を与えた時は、損害賠償の責めを負う。

② 受注者は、本業務の履行に関し、受注者の故意または過失により第三者に損害を与えた時は、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする

(13) 秘密の保持

① 受注者は、本業務中に知りえた秘密および県の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

② 前項の守秘義務については、業務委託終了後および契約解除後においても同様とする。

(14) 情報セキュリティの確保

① 受注者は、本業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

② 前項の守秘義務については前項第2項の規定を適用する。

(15) 個人情報の保護

① 受注者が本業務に関して取扱う個人情報については、「福井県個人情報保護条例（平成14年条例第6号）」の適用を受ける。

② 受注者は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(16) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査

上必要な協力を行うこと。

- ② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(別添) 企画提案書の評価基準

審査項目	評価事項	備考	評点
1. 企業の経験及び能力	業者登録(測量・建設コンサルタント)・資格取得状況(ISO認証等)	各種指定様式に記載する。	
	従業員及び有資格者数		
	業務実績 「同種・類似業務」(全国における業務実績)		
	業務実績 「地域精通度」(福井県における業務実績)		
2. 予定技術者の経験及び能力	管理技術者の保有資格及び実績	各種指定様式に記載する。	
	照査技術者の保有資格及び実績		
	担当技術者の保有資格		
3. 費用	本業務実施に係る見積書の妥当性	各種指定様式に記載する	
4. 実施方針	業務方針(業務目的、条件、内容の理解度)		
	業務体制(適切な技術者が配置)		
	業務工程(適切な工程計画)		
5. システム導入設定	システム要件、データセンター要件、システム運用要件、システム性能要件		
6. 運用ガイドライン案の作成	システムの整備や運用の指針となる運用ガイドラインの作成		
7. データの標準化及び移行	既存データの把握、標準化、システム移行		
8. 機能の設定	システム機能		
9. 導入支援	マニュアル作成、導入前研修会		

10. 仮運用	仮運用の進め方等		
11. 運用保守	システムの運用保守内容		
12. 将来性	システムの拡張性、既存システムとの連携、将来的な利用者増加に伴う対応		
13. プレゼンテーション	プレゼンテーション（内容）	プレゼンテーション等で審査	
計			